

松江市告示第 649 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定により、平成 30 年松江市告示第 450 号で指定した区域の一部について指定を解除する。

令和 2 年 12 月 25 日

令和 5 年 3 月 31 日一部改正（松江市告示第 218 号）

松江市長 松 浦 正 敬

- 1 形質変更時要届出区域
松江市東出雲町揖屋字西灘 684 番地 10 の一部
同 西灘 684 番地 11 の一部
- 2 形質変更時要届出区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
ふっ素及びその化合物
- 3 形質変更時要届出区域において土壤の汚染状態が土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 4 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

備考

区域の範囲を示した図面は松江市環境エネルギー部環境対策課に備え置き、一般の閲覧に供する。